

山梨県人事委員会採用等に係る働きかけについての公表要領

1 目的

この要領は、山梨県人事委員会採用等に係る働きかけについての取扱要綱第6条の公表について必要な事項を定めるものとする。

2 公表内容

記録票を人事委員会事務局において閲覧に供することにより公表する内容は、情報公開条例第8条の例により非開示とされるものを除いた記録票の全てとする。

なお、採用等に係る制度等の改善に資するものを除く働きかけを受けた場合は、相手方の住所、氏名、役職名等も公表する。

3 記録票の概要様式

記録票の概要を人事委員会のホームページにおいて公表するときは、別記様式によるものとする。

4 公表期間

(1) 記録票を閲覧に供する期間は、1年間とする。

(2) 記録票の概要を人事委員会のホームページにおいて公表する期間は、1年間とする。

附 則

この要領は、平成21年1月23日から施行する。

別記様式

記 録 票 の 概 要

番号	受付日	働きかけの概要	対 応